

雨水貯留浸透製品評価認定要項



(総則)

第1条 この要項は、雨水貯留浸透技術評価認定実施要領第15条に基づき、雨水貯留浸透施設に係わる関連製品の評価認定（以下製品評価認定）を取得する際の実施要項を定めるものである。

(製品評価認定の申込)

第2条 製品評価認定を受けようとする者（以下「申込者」という）は、下記を行うこととする。

1. 別紙様式1の製品評価認定申込書の作成と提出
2. 別紙様式2の製品概要説明書（開発経緯、開発内容、特徴、使用実績等）の作成と提出
尚、同じ製品分類（例：蓋、フィルター）の製品は纏めて申請出来るものとする。
3. 申込時に、申請手数料として、3万円（税抜）を協会に納めるものとする。

(製品評価認定書の交付)

第3条 製品評価認定の申込みのあった製品について協会技術部での審査を終了した時は遅滞なく別紙様式3に定める製品評価認定書を作成し、協会において申込者に交付するものとする。

(費用の納入)

第4条 費用については、当該申請製品の内容により30万円～50万円とし、認定承認後10日以内に協会に納入するものとする。（金額は税抜価格）

(製品評価認定の有効期間と管理)

第5条 製品評価認定の有効期間と管理は下記とする。

1. 製品評価認定の有効期間は最長5年間とする。
2. 製品評価認定を受けた者は、各事業年度の評価認定に係る製品の使用実績及び使用状況等を、各事業年度終了後3ヶ月以内に協会に報告しなければならない。

(製品評価認定の更新)

第6条 製品評価認定の有効期間の終了に当たって、更新しようとする者は、下記を行うこととする。

1. 有効期間満了の1ヶ月前までに別紙様式4の評価認定更新申込書に必要事項を記入して協会と更新手続きを行うものとする。
2. 更新に要する経費は10万円とし、更新承認後10日以内に協会に納入するものとする。（金額は税抜価格）

附 則

この要領は、平成17年10月1日より施行する。

改訂：平成28年4月1日 〈第4条追記〉

改訂：平成30年4月1日 〈第4条追記〉

改定：令和2年4月1日 〈第2条3追記〉